

### 資料3 一般社団法人化についてのQ&A

#### ●法人化の意義、メリット、デメリット

Q：古生物学研究を推進する学会として、法人になる意義は何でしょうか？

A：現在の日本古生物学会は法人格のない「同好会」のようなものであり、今後もそれで構わない、と考えるのであれば法人化する必要はありません。一方、古生物学が、少なくとも究極的には人類の役に立つ学問であり、その推進は社会貢献であると考えるのであれば、日本古生物学会が法人格を持って社会貢献の活動をする必要があると考えられます。さらに、アジア古生物学会議（APC）の開催などを通して構築された、中国古生物学会やアジア諸国の古生物学関連組織との良好な関係をさらに発展させ、世界でも一目置かれる存在となるためには、法人格を持ち、法的にも認められた団体として活動していくことが大きな意義と言えます。

Q：法人化のメリットは何でしょうか？

A：社会的信用度が高まります。本会が社会に向けた情報や意見を発信していく場合、高い信用度で受け取られるようになります。また、政府や自治体からの助成などを受けやすくなります。

任意団体では対外的な契約行為を会長個人名で行わなければなりません。例えば、これまでは銀行口座の開設は会長の個人名義で行ってきました。とくに銀行からの信用度は低いので、会長が交代するたびに銀行窓口に出向いて身元確認を受けたりするなどの煩雑な手続きが多くなり、法人化するとそのような手続きが不要になります。対外的なトラブルが発生すると、会長に責任がすべて負わされることになる場合もあり、大きなリスクになります。一方、法人化することで団体名での契約、雇用、貸借などの法律行為が可能となります。法人化することで、学会名義で資産を持つことが可能となり、学会が行う行為などが法に則った運営になります。法人になって信用度が上がると、銀行や郵便局での送金手続きなども簡便に行なえます。また、公益法人会計基準に準拠して透明性の高い会計処理を行えるので、社会的信用が高まります。

Q：法人化のデメリットはありますか？

A：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に従って運営をすることになり、法律の規制を受け、各種報告義務などが増えるのはデメリットと言えますが、法に則った信頼度の高い学会運営と捉えることもできます。法人化しても、学会の運営業務や体制、会員の参加や会費などを大きく変更する必要はありません。

運営にあたって事務作業量や会計業務の増加は見込まれます。また、法人税などの運営費用がかかります。しかし、これらの費用は少額（10万円程度）であり、会費を上げるなどの必要はなく、透明性の高い運営を行う上での必要経費と考えています。また、事務作業量

の増減がありますが、古生物学会は事務局を国際文献社に委託しているため、会員への影響はありません。

●法人化で変わること、変わらないこと

Q：法人化することで変わることは？

A：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に従うため、内部組織の名称が変わる場合があります。「社員」、「社員総会」、「理事」、「代表理事」などの名称が使われるようになります。体制によって、現在の組織の名称がどれに相当するかは今後の議論によります。

Q：法人化しても変わらないことは？会員サービスに変化はありますか？

A：役員の名称や委員会の組織、会計業務など運営側で変わることもありますが、会員の権利、年会費、年会や例会、学会誌などの会員サービスはほぼ現状と変わらずに運営でき、会員の皆様への変化はほとんどないのでご安心ください。

Q：会員制度が変わることはありますか？

A：一般社団法人になってもほぼ同じ会員制度で運営できるため、種別も会費も含めて変更は考えていません。一方で、賛助会員が総会に参加できましたが、法人化すると社員総会には参加できなくなります。化石友の会の会員についても、会員制度や活動内容を変更しないかたちで法人化を進めるように考えています。

●運営体制について（資料4もご参照ください）

Q：役員選挙は変わりますか？

A：定款で定めれば、選挙は必ずしも立候補が必要ではありません。評議員の中から役員を互選や推薦で選ぶことも定款や規則で定めれば問題ありません。現在のように、特別会員が評議員の被選挙権を持つことを定款に定め、評議員を特別会員から選出し、評議員から常務委員を選出するやり方は定款で定めれば問題ありません。ただし、現状では会長は特別会員から選出し、評議員が選挙して決定していますが、法人化すると、会長は理事から選出すると決まっているため、若干の変更は必要となります。

Q：運営体制は変わりますか？

A：一般社団法人は、法律によって定められた団体であり、任意団体である日本古生物学会との組織や体制、役割の名称などの違いがあります。一般社団法人では、意思決定機関である社員総会における「社員」の位置づけの違いで、体制が2通りに分けられます。会員の代表として選ばれた代議員を社員とする代議員制をとる体制と、会員全員を社員とする、代議員制をとらない体制です。古生物学会が一般社団法人を目指す場合は、代議員制をとらない体制であればスムーズに移行できることがわかっています。

Q：総会の形態は変わりますか？

A：法人化すると「社員総会」となります。代議員制をとる場合は代議員が社員となり、代議員制をとらない場合は会員が社員となります。そのため、前者の総会の規模は小さくなり、後者は現在の学会と変わらない規模で総会が運営できます。

Q：総会の成立条件は変わりますか？

A：成立条件について、法律では原則、構成員の2分の1とありますが、10分の1など別途定款で定めることができます。委任状も使用できます。

#### ●収益について

Q：収益があがる可能性のある事業をどこまで実施できますか？（学会誌や学会ウェブサイトへの広告収入、学術会議の開催、書籍販売、グッズ販売、講演、監修など）

A：学会の事業は基本的に公益目的事業として扱われます。年会費や参加費収入は課税されませんが、広告掲載や企業出展などは収益事業とみなされ、課税される場合があります。これは任意団体も法人も変わりません。

#### ●税金や手続きについて

Q：任意団体と法人では、納税義務の違いはありますか。

A：法人では法人税の支払いが必要となります。講師やアルバイトの謝金等については課税対象なので源泉税を納付しますが、これは任意団体も法人も変わりません。

Q：銀行口座の管理や国内外への送金などで、現在の会計処理と大きく変わる点はありますか。

A：口座の管理や海外送金は法人格を持っているほうが簡単にできます。口座の名義変更においては登記簿の提出ですみ、会長の個人情報の提出は不要になります。

#### ●法人化の進め方について

Q：法人化に向けて、今後はどのような進め方になりますか。

A：今回を端緒に会員の皆様へのメッセージを提示し、会員の皆様からご意見などを頂戴してさらに検討を進めます。そして、法人化検討委員会、常務委員会、評議員会において法人化への方針が承認されると、会員総会で法人化の可否を諮ります。総会での承認が得られると、定款の作成や委員会や選挙などの規則改訂を進めます。学会にとって法人化は大きな事業の転換となるため、拙速とならないように会員の皆様と十分な議論の上、法人化の作業を進めたいと思います。会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

Q：一般社団として法人化した後、任意団体に戻すことができますか？

A：手続きとしてはできます。法人を止めるときの財産は、学会本部(法人)から出資者(学会)に戻すことができます。公益法人の場合は国に寄付するため戻ってきません。

●化石友の会について

Q：古生物学会が法人化することで、化石友の会の活動が変わることはありますか？

A：化石友の会は古生物学会の中の一組織なので、学会が法人化すれば法人の一組織になります。古生物学会の運営体制、会費や会員制度を変えずに法人化できることがわかっていますので、友の会の活動も変化なく継続できます。引き続き年会費を支払ってもらうことで、これまで通りの年会・例会への参加や和文誌「化石」の購読が可能です。